

外形標準課税に係る申告書を作成する際に、参考にしてください。

チェックリスト（課税標準の算定にあたり再確認したい主な項目）

参照条文凡例

「法」	・・・	地方税法(昭和25年法律第226号)
「令」	・・・	地方税法施行令(昭和25年政令第245号)
「通知」	・・・	地方税法の施行に関する取扱いについて(平成22年総税都第16号)

【共通事項】

- 1 課税標準の算定にあたって、原則として、法人税の所得の計算において損金の額に算入されるものを基礎としましたか。(法72の15等) チェック欄
1
- 2 課税標準の算定にあたって、消費税及び地方消費税を除いた金額を基礎としましたか。(通知4の1の3) 2

【報酬給与額】

- 報酬給与額とは、雇用関係又はこれに準ずる関係に基き提供される労務の提供の対価として支払われるもので、給料、手当、賞与、退職金等その名称を問いません。また、原則として所得税において給与所得又は退職所得とされるものをいいます。
- 報酬給与額の対象となる役員又は使用人の中には、非常勤役員、契約社員、パートタイマー、アルバイトその他の名称を問わず、雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者のすべてが含まれます。

- 3 賞与引当金及び退職給付引当金を取崩し、賞与又は退職金として支払った額を報酬給与額に含めましたか。(法72の15①) 3
- 4 役員又は使用人に支払った退職金を報酬給与額に加えましたか。(法72の15①) 4
- 5 役員への報酬及び賞与等のうち、法人税の損金の額に算入されないものを報酬給与額から除きましたか。(法72の15①) 5
- 6 所得税において非課税とされる通勤手当を報酬給与額から除きましたか。(令20の2の2) 6
- 7 消費税等を除いた通勤手当から非課税通勤手当を控除して計算する場合において、その非課税通勤手当に消費税が含まれたままになっていませんか。(令20の2の2) 7
- 8 福利厚生費勘定等で計上された給与、手当等を報酬給与額に加えましたか。(通知4の2の3) 8
- 9 法人税の損金の額に算入した未払給与等を報酬給与額に加えましたか。(法72の15①) 9
- 10 報酬給与額の計算にあたって、出向者の給与負担金を加えましたか。(又は除きましたか)(通知4の2の14) 10
- 11 報酬給与額の計算にあたって、出向者の退職給与負担金を除きましたか。(通知4の2の14) 11
- 12 出向者に係る給与負担金のうち、非課税通勤手当や法定福利費を報酬給与額から除きましたか。
(法72の15①、令20の2の2) 12
- 13 適格退職年金契約に基づく拠出金のうち、付加保険料を報酬給与額から除きましたか。(通知4の2の9) 13
- 14 厚生年金基金の掛金のうち、いわゆる代行部分の掛金を報酬給与額から除きましたか。(通知4の2の9) 14
- 15 労働派遣法に基づく労働者派遣に該当する派遣契約料の75%を報酬給与額に含めましたか。
(通知4の2の15) 15

【純支払利子】

○ 原則として、法人が各事業年度において支払う負債の利子となるものや手形の割引料、経済的な性質が利子に準ずるものなどを支払利子又は受取利子として算定します。

16 利子税や延滞金(申告期限の延長に対応する部分に限る。)を支払利子に加えましたか。(通知4の3の1) 16

17 還付加算金を受取利子に加えましたか。(通知4の3の2) 17

【純支払賃借料】

○ 原則として、法人が各事業年度において支払う賃借料を支払賃借料又は受取賃借料として算定します。

○ 賃借料とは、法人が各事業年度において土地又は家屋の賃借権、地上権、永小作権その他の土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利で、その存続期間が1月以上であるものです。

18 賃貸借契約等において、賃借料と区分されている共益費や管理費等を支払賃借料から除きましたか。(通知4の4の8(7)) 18

19 自動販売機の設置料を受取賃借料に加えましたか。(法72の17③) 19

20 電柱敷地料を受取賃借料に加えましたか。(法72の17③) 20

【資本金等の額】

○ 資本金の額(又は出資金の額)は、会社法の規定による資本金の額(又は出資金の額)であり、資本金等の額は、原則として、法人税法第2条第16号に規定する額となりますが、平成27年4月1日以後に開始する事業年度からは、法人税法上の資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、資本金と資本準備金の合計額が資本割の課税標準額となります。

21 平成18年4月1日以後に自己株式を取得した場合に、その取得価額(みなし配当となる金額を除きます。)を資本金等の額から除きましたか。(法72の21①) 21

22 平成27年4月1日以後に開始する事業年度において、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」を下回る場合は、「資本金と資本準備金の合計額」を課税標準としましたか。(法72の21②) 22

※ 1～22までの項目について、課税標準額から除いていない場合は除いて、加えていない場合は加えてください。

利用上の注意点

- このチェックリストは、課税標準の算定にあたって、誤りやすい主な項目をまとめたものです。
- 法人で使用される勘定科目等は、各法人で異なりますが、このリストでは一般的な名称を使用しております。
- 不明な点については、金沢県税事務所までお問い合わせください。

お問合せ先：金沢県税事務所 課税課 課税第2係まで 電話 076(263)8839